

令和 7 年度

障害児通所支援事業者等集団指導資料

京都市子ども若者はぐくみ局
はぐくみ創造推進室

(お問合せ先)

- ・ 障害児通所支援事業者等の指導監査について
- ・ 運営上の留意事項について
- ・ 自主点検表について

京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室(児童施設監査指導担当)

電話：３６６－５０３７（令和７年６月６日まで）※

- ・ 労働基準法、労働安全衛生法等について

京都上労働基準監督署 電話：４６２－５１１２

（管轄区域：北区、上京区、左京区、中京区、右京区、西京区）

京都下労働基準監督署 電話：２５４－３１９６

（管轄区域：東山区、山科区、下京区、南区、長岡京市、向日市、乙訓郡）

京都南労働基準監督署 電話：６０１－８３２２

（管轄区域：伏見区、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡）

- ・ 運営基準や報酬の算定方法について
- ・ 障害児通所支援事業等の審査支払等について
- ・ 利用者の権利擁護、虐待防止及び身体拘束廃止について
- ・ 各種届出等について

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：７４６－７６２５（令和７年６月１３日まで）※

- ・ 国保連合会業務関連事項について

京都府国民健康保険団体連合会介護保険課

電話：３５４－９０１１（代表）

※ 執務室の移転について

京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室、子ども家庭支援課の執務室が以下のとおり移転します。

(移転先)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８

京都市役所北庁舎５階

(電話番号)

はぐくみ創造推進室 ２２２－３８７７（移転日：令和７年６月 ９日～）

子ども家庭支援課 ２２２－３９３７（移転日：令和７年６月１６日～）

目 次

＜監査の実施方針・要綱について＞

令和7年度障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針	2
京都市障害児通所支援事業者等指導実施要綱	6
京都市障害児通所支援事業者等監査実施要綱	10
京都市指定障害児通所支援事業者等業務管理体制に関する検査実施要綱	13

＜運営指導について＞

京都市における行政処分、勧告、指摘事例	16
給付費の返還に係る考え方	29
運営指導時準備書類	30

＜利用者の権利擁護、虐待防止及び身体拘束廃止について＞

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き	41
-----------------------------	----

＜届出等について＞

指定内容に係る変更届	44
給付費等に係る届出書	46
廃止・休止・再開に係る届出書、指定の更新	49
障害福祉サービス等により事故が発生した場合の京都市への報告	50
各種届出の提出先、各種届出書等の様式	55
業務管理体制の整備の届出	58
児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定基準等を定める条例	60

＜令和6年度制度改正について＞

令和6年度制度改正の概要について	62
------------------	----

＜国保連合会への請求について＞

国保連合会への請求について	74
---------------	----

＜第三者評価事業について＞

第三者評価事業について	82
-------------	----

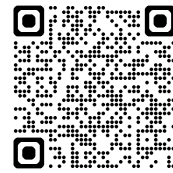
自主点検について

サービス種別ごとの自主点検表は、京都市ホームページ（京都市情報館）に掲載しておりますので、ご活用ください。

・障害児のサービス

京都市 障害児 自主点検

検索



※ 少なくとも年1回の自主点検を実施し、適正な運営に努めてください。